

昭和二十七年一月三十一日(木曜日)午前十時四十九分開会

委員長
理事
平沼彌太郎君

大矢半次郎君
伊藤保平君
菊川孝夫君
木内四郎君

○財政法、會計法等の財政關係法律の
一部を改正する等の法律案（内閣提
出、衆議院送付）（第十二回国会繼
統）

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第九回の大蔵委員会を開会いたします。

閉鎖機関の整理方針並びに整理状況に関する説明を求めます。

○説明員（岩坪友至君） 閉鎖機関整理
委員会の委員長でございますが、閉鎖

機関の整理状況について簡単に御説明申上げます。

前置きといたしまして簡単に述べておきたいと思いますが、閉鎖機関整理

委員会は、昭和二十年九月以降連合軍最高司令官の要求によりまして、戦時

中に外地で活動した特殊会社、金融機関並びに国内における戦時統制機関

等、千八十八の機関が閉鎖機関に指定されましたのでありますが、そのうち

私のほうの閉鎖機関整理委員会で清算を担当しておるものが千八十五でござ

います。この本年一月末における清算の進捗状況は、大体次の通りになつて

おります。清算の結了したもの、これは大蔵省に申請中のものを含むのであ

りますか、五百六十四機関、最終処理段階にある機関数二百四十一、右以外

閉鎖機関整理
委員会委員長
岩坪友至君

の清算中の機關數が二百八十、以上合計千八百でございます。それから太田平木材、日本出版配給、全国金融統制會、これは別個に清算しております、それぞれ特殊清算人がその清算を担当しております。

右のうち清算の未だ結了しない五百二十一機關を類別して見ますと、(イ)、朝鮮銀行、台湾銀行のほか満鉄、横濱正金等、主な活動地域が外地にあつ

たもの五十三機関。即ち、産業設備営
団、公益営団等、單行法で設立された
もので、政府の出資を受けておるも
の、こういう特殊法人の数十九機関。

右以外の一般法人、これは東京の本所で所管しておるもの三百六十機關、大阪の支所で所管しておるもの八十九機關、こういうふうになつておりまし

て、各類別ごとの清算進捗状況、これは昨年十一月末現在であります。その大要は次の通りであります。(イ)の在外活動機関、つまり五十三機関の総合

勘定であります。資産の部、債権勘定二十七億、有価証券九十二億、有体資産七百万円、預金及び現金四十九億円、これはバランス・シートの上に載つて

ありますが、換価不能の資産というものがあつて、それが千五十億円。負債の部を申し上げますと、債務勘定二百六十八億円、外地関係において八百六

十四億円、資本金十三億円、閉鎖前の剰余金四十九億円、閉鎖後の利益二十六億円、合計しまして千二百二十億円、こういう概数になっております。

この資金の部、債権勘定二十五億円、有価証券三億七千万円、有体資産一億

九千万円、預金及び現金四十億円……。○木内四郎君 何か表みたいいなものを、手許に配つて頂けるものはありますか。

○説明員(岩坪友至君) 時間がありませんので表には掲えておりませんが、あとで又御説明申し上げます。

それから清算の進捗状況の総括的な

船沈を申上げますと、換価すべき資産総額、これは閉鎖時の合計であります。これが九百七十九億円、それが十一月三十日現在では百五十八億円、換

額が十一月三十日現在で八百七十八億
円、それから債務のほうに移りまし
て、支払うべき債務総額が千二百五十

四億四千万円、支払済の合計が十一月三十日まで
に八百四十七億円、清算に要した費用
が十一月三十日までに五十八億円、こ

割合を申し上げますと、換価すべき資産に對する換価落資産の比率は八三%、換価資産に對する換価額の比率が一〇〇%、

六% 支払うべき債務に対する支払額が六七%、換価額及び支払済額に対する清算費の割合が三・三九%、こういうふうになっております。以上が概

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○理事(大矢半次郎君) 速記を始めて

下さい。閉鎖機関について御質問のあるかたは御発言を願います。

○小林政夫君　只今概略の説明を承わつたわけですが、非常に厩大な

資産を扱っておられるので、この整理の状況についてももう少し具体的に聞きたいと思いますので、資料として、千八十五閉鎖機関に指定されておるわけ

であります。只今読み上げた総括的
数字のほかに、各閉鎖機関別にその状
況のわかる資料を御提出頂きたいと思
います。その要求が先ず第一、そうし

てこの整理の方法でありますが、各閉鎖機関に指定された機関別にいろいろやつておられると思いますが、その清算をした結果、剰余が出た、或いは欠

損であるというようなものについての
機関ごとの取扱はどうなるのか。いろ
いろ閉鎖機関に指定された種類によつ
て全額国庫出資の機関もございまいしよ

うし、民間資本によつて全額が民間人の出資のものもある、こういうものについておのずから取扱が別だと思ひますが、特に旧統制会社等が閉鎖機関に

指定されておつて、それを清算結了をして剰余金があるというような場合の返還等について、旧来の株主等について十分な株主権を行使できるような措

置が取られておるかどうか。先ずその点について……。

○説明員（堀口定藏君） 只今小林委員の御質問の資料の問題であります、

課のほうで、閉鎖機関の特殊清算の進歩の概略と、それからさつき岩坪委員長から説明のありました全体の資産、負債の整理の内容、それから閉鎖機関の全部の名簿及びその中から清算の結了したものという三つの資料を今準備しておりますので、印刷のでき次第差上げたいと思います。

それから一つ／＼の閉鎖機関についての内容でございますが、これにつきましては閉鎖機関名簿だけでも一千八百八十八ということになりますと相当膨大なものになります。

【理事大矢次郎君退席、委員長着席】

その中のバランス・シートを作るということになりまして、非常に膨大な資料になります。それで一覽表は作つて差上げたいと思ひますが、内部の個々のバランス・シートにつきましても御要求がありますれば、それだけはいつでも差上げるようにしたらどうか、そういうふうに一応考へております。

それから第二に整理の具体的な問題であります。清算方法といたしましては通常の商法、解散した会社の清算の方式と大体同じでございます。ただそれを制約しておりますのは外国関係の資産、負債があるもの等につきまして、通常の商法の規定では不備でありまして、清算ができないというようなものもありますし、それから急速に公正に、非常に多くの清算をやるために株主権その他の行使を制限している点もあります。これらの点を除きましては、通常の商法上の清算と変つておりません。内容から申しますと、土地とか建物とか、そういう所有物件は全部処分し、それから債権は取立てまし

て、それによつて負債を先ず弁済する。それで若し剰余がありますれば株債を弁済し、株主に分配する。こういうような通常の清算の通りであります。そこでさつき御質問になりましたように、特殊法人、この特別法によつて設立されたもの及び統制機関等につきましては、やはり組合は組合として出資者の権利がありますし、法人は法人としてやはり株主権を有する株主がおりますから、それらの取扱は通常の商法の清算法人と同じように、平等に公正に残余財産を分配する。そこで法人格をなくしまして清算を終了する、そういうような順序になつております。

○委員長（平沼彌太郎君） ちよつと閉鎖機関のほうは質問を一時中止します。

それでは大臣が来られましたから財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案、これについての質疑を行います。

○菊川孝夫君 この財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の中心が、やはり何と申しましたも議論の中心になるのは継続費の問題であると思ひますので、継続費の新設の問題だと考えますので、先ず継続費を中心にして大蔵大臣としての政府の所見を一つお伺いしたいと思ひます。

第一に憲法と継続費の関係について伺いたいと思ひますが、帝國憲法、旧憲法には継続費に関する明文があつたのでありますが、新憲法にはそれがございません。そして新憲法の施行以来財政法にも継続費の規定はございませ

んし、予算上にも今日まで継続費を設けなかつたのであります。それは予算制度の例外でありましてこの継続費は、過去において軍部或いは官僚によつて濫用せられたので、その弊害を除こうといういわゆる予算民主化の線にあつたものと思はれるのであります。が、帝國議會におきます憲法改正の特別委員會の速記録を見ましても、憲法学者の間にも、憲法にこの規定を設けず財政法、会計法等で処理するということは、憲法違反であるというふうな議論も、佐々木博士とそれから金森國務大臣との質疑応答の中にも、見解を異にしております。で旧憲法当時の継続費と同じ形の継続費を認めるものであるという確たる議論がその中にもないのであります。が、むしろ疑義を残して、そのまゝになつておるやうに考へるものであります。で政府は新憲法の下におきましても旧憲法時代と同じやうな形の継続費を設けることができるというふうに考へておるやうであります。が、先ずその根拠を一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣（池田勇人君） お答え申し上げます。憲法八十五條がこの予算の實體を規定しておる規定でございます。まして、「國費を支出し、又は國が債務を負担するに、国会の議決に基くことを必要とする。」こう書いてございまして、で、継続費ということにつきましても何ら規定してないものであります。で、問題はその次の手続規定をきめております八十六條の「内閣は、毎會計年度の予算を作成し、国会に提

出して、その審議を受け議決を経なければならぬ。」こうなつておるので「毎會計年度の予算を作成し」ということになるから、継続費はこの八十六條の違反ではないかという議論があることは私も承知いたしておるのであります。旧憲法との関係におきまして、継続費の規定があつたのがなくなつたから、新憲法下においては継続費というものはやらないんだ、こう断定するわけには行かんと思ひます。八十五條、八十六條はそこまで言つておるのではないかと考えます。旧憲法時代におきましても、予算外契約というふうなことがございまして、今回はそういうものはございせんが、八十五條の規定によりまして債務負担行為というものを財政法で新たに規定しておる場合もあるものであります。而して毎會計年度というものは原則をきめておるのでございまして、原則として一年を會計年度としてやる。併し必ずしも一年に限つていないと私は思ふのであります。

即ち繰越明許の規定もございまして、翌年度へ繰越すということもありまして、又、債務負担行為につきましても三年間を通じていたしまして、後年度に亘る債務負担行為ができる。こういうことから考えますと、規定上継続費を財政法に設けましても憲法違反では私はないと考へるのであります。又、実際上の問題から申しまして、大きい工事をいたします場合には、経済的に継続費を設けたほうが便利がいい、こういうことでもありますので、私は従来経済の安定してないかつたときには継続費というものは考へられなかつたのであります。が、今回継続費を第一に規定いたしましたので、予算上継続費の御審

議を願いたいというので、財政法の一部改正を提案しておる次第であります。

○木村義八郎君 菊川君の質問に関連しておるのですが、菊川君の聞くのは、そういう質問じやないかと私は思ふので、継続費自体を菊川君は否定して質問しておるのじやないと思ふのです。勿論、継続費は、産業が発達し、経済も発展して、それで長期的な財政投資が必要になつて来るのですから、継続費自体を否定するということは野暮です。又近代的な経済を解しないと思ふのです。菊川君の質問はそういうこととは憲法違反ではないか。大蔵大臣は債務負担行為を挙げましたが、債務負担行為と継続費とはまるで違ひまして、債務負担行為、これは政府の契約であつて歳出の予算と違ひます。債務負担行為と歳出の違ひは、債務負担行為は政府に支出の責任がないのです。債務負担行為において支出する場合は国会の議決を経て、そうして歳出の予算として初めてできるのであります。併しなから大蔵大臣は、債務負担行為を認めておるから、継続費もできるやうなことを言つておるのですが、このことは継続費の規定がないので、止むを得ず債務負担行為でこれを彌蓋しておつた。それから繰越につきましても、これは飽くまでも変則であります。本来ならばその年度内に使うのが原則なんです。が、止むを得ないから繰越ということとを認めておるので、だから継続費を認めておる……。併し継続費の精神と全く私は違ふと思ふのです。問題は、予算として継続費を認めることは八十六條の違反ではないか。私は違反

だと思ふ。八十六條は認めていない。若し認めるのならば財政法に継続費を新らしく規定する必要があるのです。それじゃ継続費は何であるか。イギリス、フランスでは継続費は認めておりません。おりませんけれども、單獨の法律を制定して、それに基いてその別の財源を……例えば財源に合同資金設定費というものを設けて、そこで処理しておる。予算は飽くまでも年次制でなければならぬと思ふ。年次制がこの予算の建前でなければならぬ。殊に予算の民主化、財政の民主化、この根本精神は年次制であります。八十六條はそれを規定しておる。この年次制と長期予算との矛盾をどうして解決するか。そこでイギリス、フランスでは苦心の結果、單独法によつてやるということになったのであります。予算の年次制というものは飽くまで私は貫かなければならぬ。憲法第八十六條は、菊川君も言われたように、これまでの継続費の弊害に鑑みて、歳出の予算としての継続費は禁止しているものと解すべきだ。大蔵大臣の御答弁によると、そうでなければ継続費事業はできないかのごとく答弁されているのですが、菊川君はそういう聞き方をしているのじやないと思ふ。予算として継続費を認めることは八十六條違反ではないか。こういう意味なのであります。継続費を我々は別に頭から否定しているのじやない。これは、否定することにはむしろ近代的財政を解さないものだ、むしろ今後の財政はますます長期化しなければならぬものなのですから、その予算の年次制、即ち予算の民主化の精神と、この継続費との問題をどう調和するか。だから重大な疑義

があるのです。この疑義を解明しないです、そうしてこの財政法に基いてこの継続費の予算を出したということは、これは憲法違反じやないか。私はこの財政法の改正が通らない前に予算を出したから、この予算の出方は憲法違反じやないかという議論については、いろいろこれは政府側の言い分もあると思うのです。例えば税法と予算を同時に提出されますから、こういう議論は私は余り明快じやないと思ふのですけれども、併し財政法に……今の八十六條と今度の継続費との問題については今言つた予算の問題、予算の年次制の問題について非常に疑義があるのです。憲法学者の間でも疑義がある。それで参議院で幸いにこの問題を慎重に扱つたからまあよかつたやうなものの、衆議院では簡単に通してしまつたのですが、これは政府は、この際十分これを明らかにして、見解を明らかにして、まだ私は質問はありますが、菊川君が今質問中でありますから、ただその点についても一度明快な大蔵大臣の御答弁を頂きたい。

○國務大臣(池田勇人君) 継続費の重要性につきましては御賛成を得たようであります。そうすると、憲法論から参りまして財政法上継続費を規定することが憲法違反なりや否やということにつきましても一回申上げます。八十五條はこの予算の実体をきめておりまして、「国費を支出し、又は国が債務を負担する」ということがありまして、「国が債務を負担する」というのは債務負担行為であります。それにつきましては先ず八十六條がこれを受けて、形式的に規定しておるのであります。然らば国の債務負担行為の三年と

いうことは、毎会計年度ということから離れるかどうかという問題、その問題を私は提起したのであります。勿論債務負担行為と歳出予算とは違ひます。違ふことは百も知つておりますが、今、国費の支出という場合については八十五條にあり、而も八十六條で「毎会計年度の」という国費の支出について継続費は形式上違反ではないかという問題になると、債務負担行為は毎会計年度でやつております債務ということになつておる。而して又、片一方に国の歳出に繰越明許を認めておるということとは、これは毎会計年度の例外ではないか。それを私が申しておるのであります。従ひまして私は継続費というものが原則になつてはいけません、飽くまで例外的である。これは制限して行かなければならぬことは当然のことです。昔のように臨軍費ができました。前までは、継続費は総予算の二〇%、或るときは二七、八%も含んでおつたというやうなことは、これは私はよくないと思ひます。木村君が御賛成になつた、経済的に予算を使用して行う、効率的に使用して行うというこのことからそういう制度を認める。而してそれが絶対的に八十五條並びに八十六條に違反するかどうかということは、規定はないが、私は財政法で規定し得るという考えておるのであります。

第二段の問題になりました。それならば疑義のあるところならば法律によつて支出をやつたらどうかというお考えでございます。一つの考えてございまして、併しイギリスその他とは違ひまして、予算一体の原則を通して行かなければならぬ、総予算という觀念を通して行かなければならぬ。これは我が国が他の諸国とは違ひまして、予算と法律案というものは飽くまで別個のものとして国会で審議頂くことになつておるのであります。予算に對します法律案との違ひは御承知の通りいろいろあります。而して私は、予算不可分、総予算一体の原則で行くほうが憲法の精神にも合う。予算を別に、総予算よりほかに法律で以て支出をきめるといふことは、私は日本の憲法の精神から言つてとるべき策ではない。然らば経済上の理由から必要であるとし、而も八十五條はそれを禁止しているものじやない。又実質的には債務負担行為にしましても、三年間という財政法の規定を以てできることになつておる繰越明許の問題があるものとすれば、この例外的に継続費を認めて行くというものは何ら憲法違反ではない。而も実態に合うやり方だといふので、こういう財政法の規定をいたしたい、こう考えております。

○木村福八郎君 只今大蔵大臣が総予算主義のことを言われましたが、財政法十四條で規定しておるこの総予算主義といふものは、いわゆる純計予算を排する。いわゆる普通財政民主化で言うところの総予算主義といふのは、ただ全部の予算を集めるというのではなく、歳入歳入を純計ですべてこれを盛るといふことがいわゆる総予算主義だと思ふのです。形式は分れてもそういう予算の総額を集める。その総額と国民所得との比率とか、或いは国民負担の割合とか、こういうものを勘案する場合、或いは総合的財政計画を立てるという場合の予算総額を一体にするということについては、別に法律によつて、單独法によつて継続費を認めても何ら

そのことは僕は問題に支障を生じないと思ふのです。大蔵大臣の総予算主義といふのは、これは純計予算主義じやいけないという意味であつて、歳入歳出、これはすべて予算に編入しなければならぬというの、これが第十四條の精神だと思ふ。飽くまで例外だといふならば例外で、濫用されないやうにしなければならぬということが重要なのですが、その條件がないのです。殊にこの間學者のかたの意見を徴しました、この濫用されるやうな場合、現在是最も濫用される情勢になつて來てゐる。政府が如何にしても……いわゆる再軍備計画が頭を出して來ておる。過去において政府は我々に資料を出さましたが、大蔵大臣も今言われましたが、臨軍費的にこの継続費制度が復活されれば濫用される危険のある最も重要なときに、なぜこういうものを出して來たか。更に長期計画がはつきりしていればそういう弊害もないといふのか。長期財政計画もはつきりしていない、又政治も衆議院では自由党が絶対多数なので独裁的だ、こういうやうな政治の下で……継続費というやうなものが出て來た。勿論今閣門トネルとか、ダム建設とか言われましたが、制度自体をここで認めればそういう虞れが多分にある。参議院としては一応党を離れて、こういうものについて過去に弊害があつたということ十分これは慎重に考えなければならぬ。そういうことをもつと明快にして、疑義がないやうにしてから、私は予算を提出すべきだと思ふ。又年次制についてもあとで非常に問題があるので、政府の解釈と我々の解釈とは相当年次制の解釈には違ひがあると思ふ。

あとで又菊川君が御質問しますから、今の二点、総予算主義という問題、それから飽くまで例外だというなら単独法でいいじゃないか。それで単独法でできるように歳出を変えて行つたらどうか、歳出予算の仕方……これは大蔵大臣は一つの案と言われましたが、諸外国にもあるのです。又アメリカ、西ドイツで歳出費を認めておられますけれども、今度の改正法にたいに、こんな漢然と規定している歳出費の制度というものは、もつと嚴重に制約されてゐる。年次割についても、国会あたりで減額修正できるようにしてゐる。こんな漢然と歳出費の行き方を認めたことは、これは私は非常に弊害が出て来ると思ふ。

○國務大臣(池田勇人君) 私は日本の憲法は予算にきまつては、法律と別個の審議手続等を規定いたしてありますので、総予算主義で行くことが、憲法の精神に副ふことと考えておるのであります。従ひまして先ほどお答え申しましたところで盡きておると思ひますが、法律で予算をどうこうするということがなると、やはり予算一体の原則に反しますので、私としてはとりたくないと思つておる。而して又、継続費が如何にも広くできるようになつてゐるじやないか、こういう御質問に對しましては、これは予算審議の際におきまして、その事項並びに金額につきまして御審議を願ふことでもありまして、政府といたしましては、これは飽くまで例外的なことではございませぬので、経済的効果が十分現われるような事項について、而も適正な年度計画を立てて行くことが適當である。而もそれが事項が殖え過ぎる、或いは金

額が多過ぎたりする場合におきましては、予算審議の過程においてこれを制約すべきであると思ふのであります。

○波多野鼎君 ちよつと関連して……先ほど問題になつた点は、少し答弁のあれがズレてゐるようです。第八十五條、八十六條のこの憲法の規定と、今度の改正案との関連の問題が問題になつておつたので、政治上とか便利でないといふことは、私はあとで出て来る問題だと思ひますので、先ず八十五條、八十六條について政府がどういふうな解釈をしておるかといふことをはつきりしておきたいと思ふのであります。八十五條に國費の支出といふことと債務負担行為とは別に書いてある、別に規定してある。それから第八十六條で、「内閣は、毎會計年度の予算」といふふうになつておる。政府では大蔵大臣は、この「毎會計年度の予算」といふ、この予算といふ意味をどういふうに理解しておられるか、これを一つお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 第八十六條の「毎會計年度の予算を作成し」と、この予算におきましては、八十五條の國費の支出又は國が債務を負担する、両方を含めておると考えております。

○波多野鼎君 そうしますと、この財政法にいう予算総則も、歳入歳出予算も、それから國庫債務負担行為も全部含めたものを、第八十六條にいう予算、こういうふうな理解しておられますか。

○國務大臣(池田勇人君) さようでございませぬ。

○波多野鼎君 この点については、まあこの間も専門家を呼んでいろいろ質疑をしたのですが、意見が大部分分れておるようであります。この八十六條の予算といふのは、歳入歳出予算、基本的な、或いはノーマルな予算だ、債務負担行為とかいつたようなもの、或いは又予算が総則といふようなものは、これに入らないといふうな意見が大分強かつたやうであります。それはそれとして、政府がその理解しておられるなら、その予算については、毎會計年度作らなければならぬといふ毎會計年度といふのは、どういふうに理解しておられますか。

○國務大臣(池田勇人君) 毎會計年度は原則として一年を予定しておりますが、この例外の場合をいたしまして、財政法に規定し得ることと考えておるのであります。従ひまして八十五條の「國が債務を負担する」といふのも、財政法上三年間の債務負担行為と同様な意味合いにおきまして、継続費も規定し得る、こう考えておるのであります。「毎會計年度の予算を作成し」といふ予算の中に、國費の支出のみならず債務負担行為も入ることに疑義があるといふお話でございませぬが、これは従来財政法に基きましてどういふうにして來ておるのであります。

○波多野鼎君 そういたしますと、毎會計年度といふのは、原則としては一年、併し債務負担行為のように三年に亘ることを財政法で規定すれば三年にもなるといふうな意味で理解していいのですか。そう理解しておられると私どもは了解していいわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) さようでございませぬ。

○波多野鼎君 今大蔵大臣が、繰越明許と債務負担行為を現在やつておられるのであるから、憲法の八十六條と抵触しない。……この八十六條、八十五條から考えましても、旧憲法には継続費があつたけれども、それがなくなつたのであるから、だから今度はその一つの……それで、余り不便であるからといふので、明許繰越と、それから債務負担行為といふので補つて行こうといふので、財政法は立法されたのじやないか、私はこのいふうに考えるのであります。全然継続費なしといふふうでも運用上困るから……、ところがやはり憲法には八十六條で規定してあるから、併しそこで憲法にも抵触しない範圍は、やはり明許繰越と債務負担行為、この二つによつて憲法に抵触しないし、この程度ならよろうといふので、財政法に規定されたのじやないか。我々はこゝういふうに考えるのであります。大蔵大臣はその点どうお考えになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 債務負担行為の三年間或いは繰越明許が必要でありますと同様に、新たに継続費の制度が必要であると思ひまして、追加して御審議を願ふのであります。

○本村龍八郎君 この際、大蔵大臣に歳出予算と債務負担行為との區別ですね、どが違ふかを明らかにして頂きたいのです。これは私は非常に性質が違ふのだと思ひますので、債務負担行為を引用しつつ継続費を合理化しようとするといふのは、これは非常に間違

いだと思ひます。明確に區別をお聞きしたい。

○國務大臣(池田勇人君) 國の歳出は必ず歳出を伴ふものであります。債務負担行為は必ずしも歳出を伴ふものではないと思ひます。併し私が申し上げておることは、八十五條の「國費を支出し」と「國が債務を負担する」といふことが違ふことはお話の通りであります。違ふのですが、「國が債務を負担する」といふことを受けて、毎會計年度の予算の中で、債務負担行為は三年という例外、特例を設けてゐる。この精神を言つてゐるのであります。歳出予算と債務負担行為が違ふことは全然八十五條に規定してゐる通りでございませぬ。財政法でも全然違つてゐる。ただ八十五條で「國が債務を負担する」といふことを言つて、その債務の負担は八十六條の毎會計年度の予算の中に含まれておつて、而も財政法に三年という特例を設けてゐる。而して又、國の歳出につきましては、「毎會計年度の予算を作成し」といふのは、原則は一年といふことではございませぬが、繰越明許を認めてゐる。こゝういふことを認めてゐる以上は、必要に応じて継続費を組むことも、何も八十五條の実体にも反しないし、八十六條の手續規定にも精神から言つて反しない。そこで片方で必要があればお認め願ひたい、こゝういふ考えであります。

○本村龍八郎君 そが非常に違ふのですが、債務負担行為は三年間ではなくとも、これを支出するときは、毎會計年度予算として国会の議決を経る。ところが継続費になりますと、五カ年なら五カ年、これで議決を経る

と、毎会計年度国会の議決を経られるなら同じことになる。又国会でこれを修正できるなら……、そこが債務負担行為なら成るほど三カ年でできますが、これを支出するときはやはり毎会計年度国会で議決を経る。そうすると継続費と非常に通ずる。そこが根本的に違ふ。それから問題は、国会の審議権を制約するかしれないかは、毎会計年度の支出について国会の議決を経るかどうかという問題であります。債務負担行為は支出することになって来て問題になつて来るのであります。そのところが、大蔵大臣は何か明快じゃないかと思ふのであります。混同しているのじゃないですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私はこれを言つておるのでございますよ、木村さん。「国が債務を負担する」と、こう八十五條に謳ひ、八十六條に、「毎会計年度の予算を作成し」ということになつた場合において、債務負担行為を三カ年というのを認めたら、毎会計年度の問題をどう解釈するか、これを私は言つておるのであります。而うしてあなたは今、これからまだ議論になることと思ひますが、継続費を一且きめたならば、次年度においてこれの修正権があるかないかという問題と別問題であります。私は継続費を組むということがいいか悪いかということが問題で、毎会計年度との関係を債務負担行為について言つておる、性質は違ひますよ。ただ毎会計年度と言ひながら三年の債務負担行為を認めた場合において、毎会計年度の説明はどうするかという問題と、私は債務負担行為と結び付け、或いは繰越明許の問題を言つておるのであります。而うして後

に継続費を議決した場合に、次年度からの予算は総予算に載つて参ります。向後に載つて参りますが、向後に載つて来た次年度の予算について審議権はどうあるかという問題は、別個の問題だと思ふのであります。

○木村義八郎君 大蔵大臣は、八十六條の「毎会計年度」をどう解決するかというのですが、ここが問題なんですよ。大蔵大臣は、ここへ出て来るところのこの予算を、財政法に言うところの予算総則、歳出入予算、債務負担行為、こういうものをひくくめて予算と解釈するのだと、こう言われておるながら、その毎会計年度が非常に広義に解釈されるのです。私は、八十六條の予算というものは歳出入予算である。政府が現実に収支する権限を與えられ

の予算を作成するといふ、その予算は、国の歳出入予算のみを意味するものだと、こういうふうな議論が變つて来るのでありますから、私は財政法はつきりとこの予算につきましては、国費の支出又は国が債務を負担する行為、この二つのものを含めた国の行為として從來も取扱つて来ておるのであります。この点につきましては政府委員から詳しく答弁させます。

○説明員(佐藤一郎君) 付加えて申し上げますが、只今大臣から御答弁がございましたように、私たちは從來からの財政法の規定にも予算というものの概念を規定してございまして、その予算というものは、予算総則、それから歳入歳出予算、それから国庫債務負担行為、この三つを含めて言うといふふうな解釈をいたしておるわけでありまして、御承知のように旧憲法の時代には、いわゆる予算といふものには予算総則といつたものがございまして、それから又、債務を負担するにつ

法の下における継続費と同様の性格を、現在の政府は考へておるに思ふのであります。私はこの際、旧憲法下の継続費と新憲法の下におけるところの継続費と、おのづから性格も變つて来なければならぬと思ふのであります。この点について一つ大蔵大臣の答へを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 今回御審議を願つておる継続費に関する規定は、旧憲法と同じになつております。私は継続費自体の問題といたしましては、そういう形式的議論よりも、実質的の議論に移るべきではないかと思ひます。継続費が一般予算のうち占める割合、或いはその事項につきましては十分審議しなければいけません。が、「だん／＼するよ」と呼ぶ者

は継続費の性質上、新憲法は旧憲法と變らなければならぬという前提の下に論議すべきでなしに、如何なる事項に、如何なる金額が如何なる名義によつて組まれるか。こういう実質的議論を要するのではないかと思ふのであります。従ひまして先ほど来申し上げておりますように、これは飽くまで例外的のものである。やむにやまれぬと言つと強ひておるが、できるだけ制限的に、而も審議は慎重にやつて頂かなければならぬ。これは新憲法の精神だと思ひます。規定の仕方よりも実を取るべきだと考へております。

○菊川孝夫君 そういたしますと、将来継続費を運用されて行く場合におきましても、明治憲法當時に運用しておつたような運用の仕方とはおのづから性格の變つた運用をするといふことについては、政府も考へておるわけ

に継続費を議決した場合に、次年度からの予算は総予算に載つて参ります。向後に載つて参りますが、向後に載つて来た次年度の予算について審議権はどうあるかという問題は、別個の問題だと思ふのであります。

○木村義八郎君 大蔵大臣は、八十六條の「毎会計年度」をどう解決するかというのですが、ここが問題なんですよ。大蔵大臣は、ここへ出て来るところのこの予算を、財政法に言うところの予算総則、歳出入予算、債務負担行為、こういうものをひくくめて予算と解釈するのだと、こう言われておるながら、その毎会計年度が非常に広義に解釈されるのです。私は、八十六條の予算というものは歳出入予算である。政府が現実に収支する権限を與えられ

の予算を作成するといふ、その予算は、国の歳出入予算のみを意味するものだと、こういうふうな議論が變つて来るのでありますから、私は財政法はつきりとこの予算につきましては、国費の支出又は国が債務を負担する行為、この二つのものを含めた国の行為として從來も取扱つて来ておるのであります。この点につきましては政府委員から詳しく答弁させます。

○説明員(佐藤一郎君) 付加えて申し上げますが、只今大臣から御答弁がございましたように、私たちは從來からの財政法の規定にも予算というものの概念を規定してございまして、その予算というものは、予算総則、それから歳入歳出予算、それから国庫債務負担行為、この三つを含めて言うといふふうな解釈をいたしておるわけでありまして、御承知のように旧憲法の時代には、いわゆる予算といふものには予算総則といつたものがございまして、それから又、債務を負担するにつ

法の下における継続費と同様の性格を、現在の政府は考へておるに思ふのであります。私はこの際、旧憲法下の継続費と新憲法の下におけるところの継続費と、おのづから性格も變つて来なければならぬと思ふのであります。この点について一つ大蔵大臣の答へを願ひたいと思ひます。

でございますか。

○国務大臣(池田勇人君) 勿論そうでございます。昔の継続費は主として軍事費に使つておりました。軍事費が相当多かつた。継続費というものは予算の一割足らずくらいが普通である。それが臨時費でできる昭和十七年まで……即ち十五、六年は表にしてお出ししたかと思ひますが、多いときには二七%、二〇%程度。併しそれが臨時費ができて、もう予算自体がずつと長く使われるようになりまして、継続費が予算の一、二%程度という、こういうような状況であるのであります。

○菊川孝夫君 政府の同意が必要かどうかという事です。

○国務大臣(池田勇人君) これは私が議論の中心だと思ひます。で、今までの議論は今の八十六條に入つて、八十六條の「予算」というものに債務負担行為が入るかどうかという問題、もうこれは財政法第十六條に、「予算は、予算総則、歳入歳出予算及び国庫債務負担行為とする。」と、はっきり書いてありますので……問題は、今の菊川君の言う乙号として審議願つて、初年度はそれでいい次年度、三年度、四年度について、次年度以降について修正権がありやなしやという問題になると思ふ。私は、これは今まで政府委員がどう答弁したかわかりませんが、私は修正権があると思ひます。それじゃ、修正権があるのなら事業計画を継続費と認めたのか、根拠が覆るのじやないか。こういう議論があります。それは政治的に考えなければならぬ問題である。それで例えば十二億円の修正権の予算を、初年度三億、次年度三億と均分に三億ずつ出しておつた場合に、次年度の三億円の予算の修正権があるかという問題になつて来ます。私は修正権ありと解釈するのがいいと思ひます。併し次年度の三億円を二億円にした場合におきましては、私はそのときには、三年度、四年度についてやはり政府はその議決に善処した乙号予算を出して、継続費の組替をやるのが至当な考え方ではないかと思ひます。この継続費というものは、そこまで申しましたらもう一度申上げますが、飽くまで必要であり、国定的に見てこれが能率的であり、経済的であるというので一応御審議を願つてお

る。併しその後において重大な変化があつた場合に、これは全然変えられないという事は私はよくないと思ふ。これは、私は先ほど触れた予算の総合性、そういうことから言つて変え得る。変えた場合においてはやはり三年度、四年度に引きましても又一緒に御審議を願わなければならぬわけです。こう考へて行きたいと思ひます。

○菊川孝夫君 政府の同意云々はどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、政府の同意することが要ると考へております。

○木村福八郎君 理論的には国会で修正し得る、こういうお話です。今の大蔵大臣の答弁は實際的には……どうでしょう、予算の編成権は政府にあるのです。その場合に政府は今菊川さんの言われた同意、それは政府はそのとき同意する、そういう意味の同意ですか。それなら国会がこういうふうな修正したというのには政府が同意することを條件にするのです。予算編成権はつきり政府にあるのでしよう。だからその点は、恐らく政府は今後国会がそうしたつて編成権はこつちにあるのだからこうすると言ふ、實際問題としてそういうふうになると思ふのですか……

○国務大臣(池田勇人君) いろいろ議論がありましようが、私は、総予算の審議を経まして、そして次年度の総予算に載つて来ておるのでありますから、国会におきましてこれを修正なさることは差支えないのではないかと考へております。これは提案権の問題じやございませぬ。

○木村福八郎君 そのときに、増額修正も減額修正も同様できるのですか、両方をです。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、予算の提案権の問題がございします。増額修正は如何かと思ひます。これはちよつと御返事できません。減額は修正は当然できることと思ひます。

○木村福八郎君 そうしますと、いふ今大蔵大臣のお話のように問題がある点だということになつておりますから、外国の例では、はつきりと減額修正をすることができると、こういうふうな規定があるので、個々にですね……まあ一応今それは、大蔵大臣の言われたことは全部承認しておるのではないわけですから、それならここに改正案をもつと明確に規定する意思があるのですか。

○大野幸一君 それはちよつとやれ。

○国務大臣(池田勇人君) 私はこの程度で御了承願へるのではないかと思ひます。明確にという、どういふ場合ですか。

○小林政夫君 先ほどの大蔵大臣のお話で、減額のはうは差支えないが増額については疑義があるという事であります。これは、一応国会の審議によつて修正を認められるという事であれば、次年度以降の年額額について一応政府は予算として国会に提案されたと同じ結果になると思ふのであります。従来旧憲法の時代においては、一応参考書類として国会には出さずけれども、国会は全然それについて手を触れることができなかったという事であります。それと大蔵大臣の答弁とは大分違つたのであります。今度の継続費については、国会は審議することができると、そうして減額することができると

いうことであると、普通の予算と変りはないのであつて、今までで実現は関係当局との関係上できなかったのかも知れませんが、一応例えは平衡交付金等について、国会においては政府提案よりも増額を考へる。財源については勿論一方を殖やせるというふうな別に新しい財源を求めずして、政府の提案された歳入の範囲内において、項目の間において一方を殖やし、一方を減らすということをやるという例はあることではあります。そういうことから考へて削減ができるというお考えならば、増額もできるのではないかと

思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 旧憲法時代の継続費と新たに御審議願つております継続費の問題とは、今の修正減額の問題が私は違つと、ここで申上げておるのであります。然らばこの予算の修正権の問題になつて参ります。私はこれはいふんな議論もありまうが、私の只今まで考へておるところでは、予算全体の枠を増額しなければ、項を入れ換へることは可能ではないかというふうには考へておるのです。これは又重大な問題でございしますから、私見として一応お聞き願ひまして、政府代表としてでございませぬ。そういうふうにはできないのでないか。即ち例えは千億……まあ八千五百二十七億を八千九百億に増額できるかという、これは増額できぬと思ひます。八千五百二十七億の中で、各項ごとの増減はできるかという問題につきましても、私の今の私見としては可能ではないかと思ひます。これは予算の提案権にはならないと思ひます。項があれば……それ全体の問題

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) ちよつと聞き漏ました。次年度以降についてこの国会が修正し得るかどうか、こういう問題でございしますか。

といまして……そこで今度継続

費の次年度について、これは修正でき

るかという問題になりまして、減額修

正は私ではできると思う。これは旧憲法

時代の継続費とは違ひます。そこで継

続費の分の増額ができるかという問題

になると、今審議しております継続費

の問題に限って増額ができるかという

問題につきましては、私はこれは私見

として全体を動かさざる限りにおいて

は増額し得ると考へるのが政治的に至

当ではないかと思つております。併し増

修正できるかという事ははつきり申上

げます、政府を代表して……併し増

額ができるかという問題は予算提案権

の問題で非常議論のあるところでご

ざいます。ここでは一応留保して置

どうなですか。

○國務大臣(池田勇人君) 審議の対象

になり得る、従つて減額修正はできる

と、こう解釈しております。

○森八三三君 今の大臣の御説明で減

額修正は可能である、増額については

まだ保留されておりますが、政府の

ほうは予算提出権があるのをごい

ますから、一旦継続費を国会で議決

しまして、それを次年度で政府が予算

を提案する際に減額提案するという権

限を與えられるかどうか。国会が修正

することは可能であるという御答弁で

ございまして、政府が積極的、前

国会で議決した年次割の次年度分を減

らして提案をするという事は可能か

どうかという点をお聞きしたい。

川をやるというやうなことに変更が自

由にできるということになつて来る

と、相当これは大きな問題ができて来

ると思ふのですが、それをどういうこ

とは自由に政変の場合においてもやり

得ると、こういうふうな考へておられ

るのですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは政治

論でございます、実は旧憲法時代に

おきまして継続費について政府が削

減した場合もありますし、全廃した場

合もあるのがあります。私はそういう

極端なことをあれしと、この予算

ばかりじやございせん。法律なんか

でもどん／＼変えるということになる

のでございますが、これはやはり国民

全般が見ておることでございます、理

論的には変へ得ますが、實際問題

としてはよほど考慮しなさいかと

思ひます。

○波多野鼎君 大蔵大臣、この点はど

うなんです。継続費を提出される、そ

れに関連して勿論年次割についてもそ

のときに提出されるわけですね。それ

でその年次割についても国会の議決が

一応行われるわけでありまして。そこ

が翌年度になつて、国会が前年度に議

決した年次割について国会みずからの

議決によつてこれを又審議し直すとい

うことは理論的にどうなんでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) これは一応

決定したもので、もう金輪際動か

せないのだと堅く考へることがいいか

悪いかと、こういう問題だと思ひま

か。勿論原則は継続でやつておるので

ありますから、変へないことが原則で

ございまして、併し情勢の変化その他

によりまして、絶対に變へ得ないとき

めてかかることは、如何なものかと思

ひますので、今までも議論があつたと

思ひますが、私は理論上は變へ得る

と、こういう解釈で行くべきじやない

かと思ひます。

○波多野鼎君 ではその情勢の急変に

よつて年次割について變へるという必

要が生じた場合は、予算編成権を政府

が握つておる關係上、政府のほうから

それは出すべきであつて、国会が自主

的にそれはやるべきでない、この年次

割修正の問題について国会が議決して

これをやるべきでなくて、政府が初め

て修正することが可能になつて来ると

思ふのですが、今までの例で申します

と、この予算というものは實際は国会

で修正されたこともなければ、修正す

ることもできなかったという状態にな

つておるのですか。併し国際的に情勢

も變つて来たのですが、今後の見通し

としては国会の自主権によつて予算の

修正が可能かどうかというのを、こ

れはこの問題と違ひますが、重大な点

ですから大臣の個人的な御意見でも、

見通しについて、若しなうでしたら

ば、速記をとめてでもお話願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 速記をとめ

て下さい。

○委員(長平沼彌太郎君) 速記をとめ

て。

【速記中止】

○委員(長平沼彌太郎君) 速記を始め

て。

○木村龍八郎君 国会のほうに、予算

を編成する権限はないのですから、そ

こにまあこれは大蔵大臣は政治の問題

だと逃げちやつてゐる、併し理論上そ

れはできるのです。又我々はしなければ

ならない、それで問題は條件になる

のです。我々はここで、国会で修正、

仮に今度の国会で、継続費を創るべし

とやつたとき、政府ははいとそれで承

知して、ちゃんと編成して出して来る

かどうか。その編成権の問題は、ど

ういうふうな大蔵大臣はお考へです

か。

○國務大臣(池田勇人君) これは先ほ

○波多野君 先ほどから問題になつておる点ですが、この継続費の年度割の費目、項に出て参りますが、これと継続費の年度割でない費目が出ておるもの、大蔵大臣同じように考えておられるような気がするのですが、そうじゃないですか。別の言葉から言ふと、一応継続費が出た場合に、これの年度割も、国会で審議、議決すると思ひます。そうしますと、その年度割についての国会の審議、議決というものの意味は、一体どうなるのだ、翌年度以降についてはどうなるのだ、こういう点をもう少し考えを述べて頂きます。

○国務大臣(池田勇人君) 一応拘束力を持つてございませう。併し絶対の拘束力があつて、政府もこれを減額できない、国会もこれを減額できない、こういう程度の拘束力ではないかと考えております。

○波多野君 いやそうじゃないのです。僕は政府としてあると思ふ。これは政府は予算の編成権を持つておるといふ建前からあると思ふのです。で国会がインシアティブをとつて、この年度割額について修正或いは審議するといふことはできない、政府はこう思つておると、こういう意味で聞いておつたのです。

○国務大臣(池田勇人君) そこで今も国会のほうでその年度割の分について、次年度で修正権があるかという問題になつて来る。私は前の時代とは変つて、年度割の提案があつたものと見て、併しこれは一応先の国会で議決のあつたものですが、全然審議しないというのでなしに、年度割の提案があつ

たものと、こういう態度で審議し得る、と、こういう態度で行きたいと思ふのであります。

○波多野君 そうしますと、以前の、まあ旧憲法時代の憲法学者が継続費の年度割について下しておつた解釈というものは、一つ統一的な確定的な解釈があるわけですね。年度割は、これは單なる参考の数字、審議の対象にならない参考の数字として出すものだ。従つて翌年度の予算が不成立に終つた場合でも、その継続費の年度割は生きておるんだと、こういう解釈ですね。こういう確定した解釈と反対の解釈を大蔵大臣はとらうとしておる。今度の継続費についてはとらうとしておるわけですね。

○国務大臣(池田勇人君) お話の通りに、前ははつきり国会における修正権はないといふことに規定しておつたのであります。が、新憲法下の継続費につきましては、私は先ほど申し上げましたように、年度割の提案があつたものと見て、やはり形式論としては審議の対象になる、こう考へて行くのが妥当ではないかという考へを持つておるのでございます。

○大野幸一君 そこでその次年度の年度割について、審議の対象になるか、国会の権限との関係で十分さういふことについては皆同僚諸君心配してゐたのを、大蔵大臣が旧憲法当時と違つた解釈をされたといふことは、一応のまあ安心はあつたろうと思ふのであります。併し波多野議員が言われたように、やはり旧憲法当時の人も又相当出て来られる場合もある。で、我々はその責任を負うために、仮にこの大蔵委員会において、これは注意的規定、解

釈の規定として修正をして、その点を明かにしておくといふような場合には、政府としては勿論異議はないだらうと思ふが、どうでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) これは私がここで申上げたものではまだ不安だと思ひますが、これははつきりした方ごさいませんが、はつきりするようにさせていただきます。私の考へは、それは形式論としてはこれは修正権がないという議論もございませう。併し国会を尊重し、予算の重要性から考へて、一旦きめたんだから国会はもう金輪際修正は駄目だといふ解釈をとり、やはりそのときの予算全体として御審議になることが民主的じゃないかと、こう考へるのであります。従つて今波多野さんが触れられましたように、継続費が議決された、そうして予算が不成立になつた、暫定予算を組む場合において、一カ月、二カ月暫定予算を組む場合において、この継続費の分だけは組まずに、これはこのまま行くだ。そうしていろいろな仕事にストップしておる場合において、継続費だけこのまま行くといふことはどうか。従いまして暫定予算の場合におきましても、継続費も暫定予算の中に入れてやる。ただ政治的にこれは一応議決を経たといふことは、国会並に政府は考へなければなりません。併し理論としてこれらの予算審議のあれとして、私は実質的に予算全体として考へすべきじゃないかと思ひます。

○木村八郎君 それじや記録にとどめる意味で……この点が今度の改正案では一番重大な点だつたのでありますから、くどいようですが、実質的には次年度以後の予算も、予算全体と一

緒に、ほかの予算を一緒に、新たなもの、新たな予算を提出したものと解釈していいわけなんですか。そういうふうに政府は解釈してお出しになる。で、継続費については次年度以後においても新たな予算の提出と考へていられると、こういうふうな了承してよろしいですか。

○国務大臣(池田勇人君) 新たな予算としてというのでなしに、古い、前の議決のあつた分として総予算のうちに入れておつて審議の対象になる、こういうことに御解釈願ひたい。新たな予算でなく、一応継続費として、そうして御議決を頂いた予算でございしますから、古い予算であるから総予算のうちに入れて出します。而してそれは審議の対象となり、減額修正がでる、こう考へます。

○木村八郎君 実は公聴会を開きましたとき、金森さんはですね、もう一旦継続費をきめると、次年度以後の継続費、年度割については、これはかすといひますが、からの数字が出て来るに過ぎない、こういう御意見だつたのです。併し大蔵大臣が、政府当局としてはつきり言われれば、ほかの人がどう言おうとこれは我々かまわないのです。ただ参考意見として聞いただけなのですけれども、そういう憲法学者の間においても、継続費についてはそういう考へを持つてゐるものですか、我々は継続費としては一旦国家がきめた数字が形式的に出て来るので、それで二度議決するわけですが、今大蔵大臣の意見によりますと、一遍議決して承認を取つておいて、又今度は実質的に出して来てもう一度確認を得る

と、こういうふうな二重議決になるわけなんです、やつぱり新たな予算として実質的に出して来るという形にしないと、実質的に審議の対象になるというふうにならないと思ふのです。

○国務大臣(池田勇人君) 私は憲法学者の意見は実は公聴会の際に聞いていないので、また聞きでございませうが、そういう議論もあると思ひます。旧憲法時代はそうであつたのでありますから、そういう議論もあると思ひます。が、今後の予算審議の上において生きた予算、そのときに当てはまる予算としてやる場合においては、只今までお答え申上げたようなのが適當ではないかという自信は確信を持つております。而して新しい予算か、古い予算かと申しましても、実はもう一応議決を経た、而してこれは総予算の中に入れておつて、そうして総体の予算のうちに入れたら、それが加つて来るのでございしますから、これは古い予算でございします。が、一応審議の対象になり得ると、こう解釈するのが適當な解釈ではないか、これはもう私は前からの持論でございします。

○波多野君 私もその点確かめておきますが、大蔵大臣は非常に民主主義を擁護する立場でものを言つておられますが、国会の審議権を尊重する立場でものを言つておられますけれども、一応年度割の予算が継続費として議決をされたあと、動かさないのじや困るという立場で大蔵大臣は言つておられる、私も同じことなんです。動かさないじや困ると思ふ。併し動かすインシアティブをとるのは誰かというのは、どちらのほうはインシアティブをとるのか。それは私は政府じゃないか、

と、こういうふうな二重議決になるわけなんです、やつぱり新たな予算として実質的に出して来るという形にしないと、実質的に審議の対象になるというふうにならないと思ふのです。

国会にはないのじやないか。審議は勿論しますよ、新らしく動かし来れば、新らしく審議の対象になると思ふ。政府のほうに継続費がきまつた年度次割だけの数字を出して来れば新らしく審議の対象にはならん。これを動かして来た場合に初めて審議の対象になる。その動かすのは誰かといへば政府側が予算編成権を用いて動かして来る、こういう解釈なのだがね。

○国務大臣(池田勇人君) そういう解釈論は昔からあるのであります。併しそういう解釈論で行くことがいいか悪いかという問題を私はきめたいと思ふ。従いましてこの前の委員会政府委員がどう答弁したか知りません。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(長平沼太郎君) 速記をとめて……

○国務大臣(池田勇人君) お話のように議論はあります。議論はありますが、私は予算審議というものの重要性から考へて、一遍きめたら金輪際国会はもう修正は願えないのだという考へ方はよくない。併し提案権の政府にあるというはつきりした原則を置いて行けば、私は修正し得るよう解釈をいたしましても、年次別の予算額は古い予算でありましても、議決を経た予算だといふやうな議論であります。そこで申しましたように次年度分を審議の対象として修正方がすで行われまう場合におきましては、政府は乙号予算として三年度、四年度分を出すべきだ。こう考へておるのであります。

○木村義八郎君 ちよつと法規課長に伺いたのですが、イギリスとかフランスあたりで、まあ国会が最高機関である国において、継続費について次年度次割について減額修正できることになつてゐるやうであります。頂いた参考書にはそうなつております。その場合に何かはつきりした規定が設けられておりますか。

○説明員(佐藤一郎君) 私も実は外国の規定をまだよくわかつておりませんが、例えばドイツのような場合には、お手許にありますが資料にもありますように、修正できるということが規定によつて出ておるものもあります。それからまあ大体英国のように長い慣習によつてできております所においては、必ずしも規定がはつきりしておらないで慣行によつて議院政治の運営の上でだん／＼と慣行が確立して来たといふやうなものもあると思ひます。只今私も詳しい点についてはちよつと御説明いたしかねるわけでありま。

○小林政夫君 念のために確認しておきたいので質問申上げておきます。今度の次年度以降の年度割について国会において審議権があるというのを政府としては認める。要するにこれは解釈はどうあらうとも国会の慣行の問題なり、国権の最高機関としての国会としては是非そうありたいと思ひます。従つて年割額について、国会に審議権があるならば、総体の政府の見積られた歳入額の範囲において、一方を増減することによつて、この年割額を国会の審議によつて増額をするといふことは、大蔵大臣としても私見としてはそういうことは可能だと思ふといふことをごさいました。一方を減らして一方

を増やすといふことは、是非政府の解釈をそういうふうに通つていふこと、速かに政府としての確定的な増額の範囲において、項と項との間の、一方の項を減らして継続費のほうを増やすといふことも可能であるといふ主張を御統一を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 御尤もなお話で、我々もいたしまして、今の私が大蔵大臣としてはつきりお答えした分は、これはよろしうございます。今の増額の問題につきまして、総体を動かさずに増額してその項のうち／＼でやり繰りできるという問題と、他の項とのやり繰りのできる問題、この問題は至急決定いたしました上上げたいと思ひます。で、私はこの継続費の問題につきましては續々申上げましたが、今まではつきり私の気持ちをこで申上げる機会がなかつたので議論があつたと思ふのでありますが、やはり国会の審議権といふものは絶対的なものであるといふことで進んで行きたいと考えております。

○菊川孝夫君 次今度は継続費の年割額の繰越しについて一つ伺いたしたいと思います。継続費の年割額に余剰を生じた場合には、これは完成年度まで繰次に繰越しできるものであるかどうか。若しそれができるとしたならば、それはどういふ法的な根拠でこれができるのかこの点について一つ伺ひます。

○説明員(佐藤一郎君) 私から代つて申上げますが、通次繰越しができるということは、今回継続費の規定を提案いたしまして、そのあとにほかに規定として通次繰越しができる規定が挿入してあります。

○菊川孝夫君 そういたしますと、この通次繰越しの場合の額でございます。これはもうその額の大小は問はずすべて通次繰越しができる、こういうふうに通次繰越ししてよろしうございますか。例えば年割額の半分くらいまで剰余を生じたといふような場合でもどんな通次繰越しができる、こういうふうに通次繰越ししてよろしうございますか。額その他については旧法でも、今度提案された條項によりまして、その額等については謳われておらないのでございしますが、この点について伺ひたい。

○説明員(佐藤一郎君) 勿論これは制限はございせん。と申しますのは、繰越が生じた事由はそのとき／＼によりまして千差万別でございます。道路の工事を施行したいと思つておりかつたために、到頭最初の一年間は潰してしまふといふやうなことが實際問題としてしばしばあるわけでありまうので、そういう場合に費用の大部分といふものは繰越されるというやうなことも考えられないことはございせん。従いましてそれについては何らの制限を設けてございせん。

○菊川孝夫君 次には予算不成立の場合に、この暫定予算との関係でございします。継続費との関係について予算不成立の場合といへども、すでに議決を経てあるところの継続費は、当該年度の年割額によつて執行するものであるかどうか。この場合の先ほどの大蔵大臣の言明による年割額に対する国会の審議権との関連を一つ伺ひたいと思ふのでありますが、旧憲法と旧の会計法によりますると、予算不成立の場合には前年度の予算を踏襲す

る。併し年割額についてだけは前年度の予算じやなしに新らしい年割額でやつて行く、こういうやうな、例であります。それが今度の予算不成立と暫定予算との関連、これを一つ特に大蔵大臣が先ほど予算の国会の審議権について割合に明確に継続費の審議権について答へられましたので、それとの関連を一つ伺ひたい。

○国務大臣(池田勇人君) この問題は先走つたか、先ほど申上げましたやうな状態でございまして、暫定予算のうち年割額の一部を入れることができると考へます。

○説明員(佐藤一郎君) ちよつと私からその点補足申上げますが、理論上つまり当然継続費がすでに議決は成立しておるからできるわけでございます。ただあとは程度の問題として、理論上認めるやうに無制限に認めるかどうかという点について、今回の法律では例えば予算の最も重要な部分が不成立になつておるのかかわらず、継続費だけ生かしておくことがいいかどうかといふことを政策的に考へました場合には、實際の慣行としては、今後暫定予算に組んで行くといふことが適當であるかと思つております。又継続費の年割額を配賦いたしますときには、結局内閣が各省に配賦するその仕方によつてきまるわけでありまうから、そういう点の手続につきましては必ずしも實際上常に無制限に継続費だけが生きるといふやうな方針はとりたくない、こういうふうな考へておるのでござい

ます。

○波多野鼎君 ちよつと今の問題ですが、それは運用の問題なんです。政治論なんだ。それはそれでいいと思ふの

ですが、政治論じやなくて法理論と申しますか、から言つて、そういうことが可能なんですか。そういう年度割額について、これは一体国会のすでに議決を経ておるやつなんだが、それはどうですか。予算編成の場合には、予算編成権に基いて話を進めるといふあたりの言われることが、予算編成権に基いて行えるということなんですか。

○説明員(佐藤一郎君) 予算編成権との関係という意味、ちよつとわかりかねる点もありますが、従来からの解釈にもございしますが、継続費について一応、議決としては生きておるわけでありまして、それを何ら殺すということにはなつておらないわけでありまして、何らの措置を下さない場合にはそれは生きておる。従つて理論上はこれを制度的に何らの制限を設けない場合には使ひ得る、こういうふうな考へております。

○波多野君 そういったしますと、予算不成立の場合に継続費だけは生きておるといふ解釈をとれば、先ほど大蔵大臣が言われたように継続費の年割については審議の対象になるという解釈とは食い違ひでしよう。

○説明員(佐藤一郎君) 非常に形式的に推し進めて参る場合には、そういう議論も十分出ると思ひます。先ほどから大臣が答弁されておられますように、継続費の一貫性ということ強調する点と、それからその年度の総体の予算の審議を十分にするという見地等の調整の問題であらうと思ひますのであります。それで私どもとしましては、一旦議決を経ておるのでございまして、併して、理論上はこれは生きておる。

し又一面においてその一部分の年割額というものが、その年の総体の予算に含まれて来ている。そういう意味においては当然これは審議の対象になる。それで若しそれが変更をこうむるようなことがございしましたならば、勿論それに基いた変更措置をとるつもりであります。

○木内四郎君 今法規課長からお話がありました、予算不成立の場合に、継続費の議決があつても、歳出予算といふものはあるのですか、出し得る予算といふものが……。

○説明員(佐藤一郎君) つまり改めて一々毎年予算によつて歳出を組む必要がないというために、継続費の制度を設けまして、そうして年割額によつてその額が確定するわけにございまして、当然あると考へております。

○木内四郎君 そういふ継続費の計画はあつて、その他の支出の計画はあり、議決はあるけれども、その年度の歳出予算が不成立ならば、歳出予算という形式上のものはないじやないですか。あなたがたそれに支出するとして算を出しますか。

○説明員(佐藤一郎君) それは年割額の分については、一番当初において總体としての議決を経ておるわけでありまして、その際に款項はおのづからきまつておるわけでありまして、それに基いて出すことになつております。

○木内四郎君 そうすると歳出予算が不成立であつても、その他の予算というものは、予算は成立しているという建前ですか。その点について大蔵大臣は暫定予算にやはりそれを入れて、そうして国会の議決を経て歳出予算を取

つて、そうして出す、こういうことを言つておられるのじやないかと思ひますが、その点に誤謬がないかな。

○説明員(佐藤一郎君) これは理論上は私もどうも考へておるのです。これは勿論政府が予算を組むときの方針の問題であります。それで私たちがしまして丁度その点は同じことになつておるわけでありまして、すでに議決を経た年割額といふものがともかくも来年度の予算に含まれて計上されるわけであり

ます。でありますからして暫定予算についてもそれができないという事はないわけでありまして、暫定予算を組んでおいて、そうして本予算の成立をできるだけ待つという方法も可能であります。ただ理論上は、何回も申し上げましたが生きておるというふうな解釈をいたしておりますわけでありまして、

○木内四郎君 この点大蔵大臣の御答弁と少し食い違ひしている点もあるように思ふのですが、予算が成立しておらんのに、そのところだけ生きておるという事は、説明がどうかと思ふのですが、それは国会の議決は議決として生きておるという事です。予算が成立しないのにその点だけが予算として生きておるという事は、これはどうもどうかと思ふので、大蔵大臣少しあとからでもいいですから御答弁願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 私からお答えいたします。予算の議決はありましたが、併しそれは予算の議決があつたというだけで、やつぱり予算は翌年度に於いて不成立の場合に予算は組まなければなりません。そしてその予算を組む場合において暫定予算を組むのでござ

います。例へば二カ月の暫定予算を組むときに、継続費として組んだ次年度の分を全部組むか組まなかという事、私はそれは暫定予算の性質上、議決したのだから全部組む得ないとも言へません。言へませんが、暫定予算の性質上、而もこの暫定予算は、いづれも本予算に吸収してしまふ予算でありますから、そのときに二カ月分をどう組むかという事は、やはり議決があつたことを考慮に入れて、按分

で二カ月分を組むか、或いはたくさん組むか、少く組むかこれは言へると思ひます。これは飽くまでも次年度の本予算の前提とし、一部をなすものであります。予算が議決があつたものとして、そしてこの次の暫定予算に顔を出すべきだと考へておられます。顔を出した場合においてその出し方をどうするかというとき、議決があつたから暫定予算の中にこの分を組むかということになります。そうして組まないのが適当じやないか、つまり予算は組まなきゃいけないが……。

○木村福八郎君 今までのいろいろの御答弁を伺うと解釈論が多いのです。が、その解釈論も勿論重要であります。併し例へば西ドイツの例なんかを見ましても、予算不成立の場合の年割額についてちゃんと規定があるのです。基本法第百十一條第一項は「会計年度の終りまでに翌年度の予算が法律によつて決定されるに至らない場合においては、連邦政府は当該予算の効力の発生するに至るまで、次の目的のために必要な一切の支出をする権能を有する」として、はつきり規定してあります。そこでこの点について今いろん

な疑義が生じているけれども、先ほど法規課長も言われ、大蔵大臣も御答弁になつたのですが、そういう疑義を残さないように何故はつきりと不成立の場合にはこうなるのだとはつきり規定されなかつたか。さつき年の国会の審議権についても、解釈論で今やつてははつきりと規定してあるわけなんです。どうしてはつきりした先ほどのような御解釈なら、はつきりした規定を設けなかつたのか、その点を伺いたいのです。非常に漠然たる解釈論だけでやつておるのは、どうも腑に落ちないのです。

○説明員(佐藤一郎君) これはおつしやる通り考へ方の問題であります。この問題は大体憲法に關つておるものからして、特に先ほどからお話がありましたように、解釈上疑義の多い点も出て来るわけにございまして、それで私どもとしましては、これについては學者の間にも、実務家の間にもいろいろな議論があるわけでありまして、そういうものはやはり長い年月の間に

おのづから落ちついて来る、慣行となつて来る。余り、こうでなければならぬと、或る時期に規定を設けて、きちきちとしてしまふのが適当かどうか。例へば先ほどの修正の問題につきましても、それでは修正できるとわざわざ書く、ほかの場合にはできないやうな印象も與へますし、全体としてやはりこういう点については解釈の余地があつていいのである。特にこういう憲法に關つたむずかしい問題については、そういうことがどうしてもあるという事を前提にいたしておるわけ

であります。でありますからして、

まあ今おつしやいましたように、特別な規定をドイツのようにどうして設けなかつたかという疑問も起るかと思いますが、私たちが継続費の規定を設けましたのは、そういうような考え方で以て規定をしておるわけでありませう。

○木内四郎君 さつき法規課長から伺ったことと、大蔵大臣から伺ったことを総合いたしまして、こんなような解釈にしちや工合が悪いですかね。継続費の国会の議決というものは、その年度については議決すると同時に歳出予算に計上してありますね。ところが債務負担行為についても、ここで議決しても、直ちに歳出に計上しない場合もある。必要があれば歳出予算に又別に計上する。継続費の場合にも国会は議決をして、初年度のものは歳出予算に計上する。併し次年度以降のものは国会が議決をして修正されない限り、或る程度の拘束力があるけれども、現実の予算としては次の年に、歳出予算としてはその年に歳出予算に計上したとき効力がある、こういうふうな解釈されるべきでないでしょうか。そうすれば今大蔵大臣の説明されたように、予算が不成立になつた場合にも、暫定予算に歳出予算として月割額を計上する。それから歳出第二十何年度の第何の款項から幾ら／＼の支出をするというところで、あなたのほうが予算の令達に、継続費の議決が生きているからといって、第何の予算の款項から幾ら幾らの予算を令達するということはあり得ないのじやないかと思ひます。それで継続費という議決も、議決としては一応効力はあるが、歳出予算としては、歳出予算として計上された際に歳

出予算としての効力がある、この解釈することはできませんか。

○説明員(佐藤一郎君) まあ歳出予算という言葉は非常に狭くお使いになつた場合においては、継続費として議決されるわけでありませうからして、歳出予算としては飽くまでその中に含まれなければならぬわけでありませうが、私たちの申上げておりますのは、結局国庫債務負担行為の場合におきましては、債務負担についての権限はあるけれども、支出については改めてその後国会の議決を経なければならぬ。ところがそれだけでは實際上の運営から申しまして不十分な点があるという趣旨の下に、継続費制度を設けたわけでありませう。従ひまして年度割額につきましては、やはり予算としての議決を経たのでありますからして、その効力は理論上は成り立つ、そういう考え方をとらざるを得ないわけでありませう。ただ先ほどから木内さんがおつしやつていましたように、如何にも別な観点、即ち予算全体の観点から申しますと、ほかのものは死んでおるのに継続費だけが生き延びておるというのは、一般の常識から見ても奇異の感を持つ、こういう見地からお話になつておるんだらうと思ひますが、私たちがその実際の扱いについては全く同様の感じを持つわけでありませう。それで継続費の理論的な要求は別といたしまして、やはり毎年予算ができましたときに、その中に歳出予算の一部として、年割額が含まれておるわけでございますからして、その年割額を使用するときには、他の項目と同様に内閣が配賦を改めてして、その配賦の手続がなければ

使用することは自由にできないという制度によりまして、實際上継続費だけがむやみに使われるということをして行きたいという考え方なんです、やや折衷というかそういう感じを私たちが持つのであります。継続費の本質から申しますと、やはり年割額は議決を経て生きておる。ただ素人考えというおかしきですが、実際的には継続費は生きておるということが何か感じがおかしいという点からやはりお話があるのだらうと思ひます。

○木内四郎君 説明の相違だけで實際上は差支えないと思ひます。さつき大蔵大臣の言われたように本予算が不成立になつて暫定予算になつて、二カ月分のものを計上をしたという場合に、今あなたの言われるように、それが本当は歳出予算として生きておるのだというような若し説明をすれば、二カ月の暫定予算は計上されたけれども、予算の令達は一年分やり得るというやうなことになるのじやないか、暫定予算で二カ月分計上したというやうな場合に、そういうやうな不合理が……、理論的にです、結果になるやうな説明をしないで、国会では継続費としての議決は生きておるけれども、歳出の予算はですね、やはり予算の中に計上したときに、初めてこれが予算として生きて来るんです、こういうふうな説明されたほうがいいのじやないかと思ひます。

○説明員(佐藤一郎君) 説明の仕方だと思ひます。

○木村義八郎君 只今の法規課長のあれなら、債務負担行為と同じで、わざわざ予算総則の中にですね、予算の中

にこれを継続費というものを謳ふ必要がない。そこを問題にしておるのじやないですか。

○説明員(佐藤一郎君) まあ木内さんのおつしやいます点と木村さんの言われます点は、丁度両方の問題が極端にありまして、私たちが継続費の解釈についてはそこですつちやう悩んでおるわけでありませうが、継続費を設ける以上は、今木村さんのおつしやつた点が確かにあるわけでございます。私たちがそういう意味からしてどうしても必要な場合には、政府としてその配賦をすることは、理論上可能であると考えております。ただ余りほかの予算と平仄の合わないやうなことをやるといふことは、運営上問題が起きますからして、まあ配賦につきましては、やはり一応暫定予算に載せまして、そうしてそれに基く配賦を行なつて行くといふことで實際上の解決を図つて行きたい、こう申上げる以外にないのであります。

○菊川孝夫君 次に予算の総額と継続費の年割額の総計との割合について先ほど大蔵大臣ちよつと言われましたが、その点についてお伺いしたいと思ひますが、これは国の経常の費用といふものは考えよによつては永久的な継続費の性格を持つたものが多いと思ひますが、官吏の俸給などは継続費みたいなものであると私は思ひます。それを毎年予算に盛つて歳入歳出について国会の議決を経るのはこれはやはり憲法上の予算制度である、こういうやうに解釈していいと思ひます。従つて例外的な継続費は先ほど大蔵大臣も言われましたように成るべく少くするものが原則であると思ひます。ところが

一度継続費を設けますと、従来の例から見ますと、だん／＼これは逐次増加して参りまして、先ほどもお話になつたように三〇％近くに達したこともございませう。又明治時代にはもつと多いときもあつたやうでございませうが、政府として今後これを一体何％くらいまで継続費を設けるつもりであるか。又大蔵大臣として特に何％くらいまでが適當であるとお考えであるか、この点についてお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) これは例の総予算に対して何％というのが問題になるのは、予備費がよく問題になるのであります。予備費は大体通常三％とか何とか言われておりましたが、併しこ二、三年の予備費というものは五億、十億に限られ、今回が初めて三十億になつた。こういう日本の予算は普通言われておるところの昔の二、三％の予備費を持つた時代に比べましてはよほど變つておりますが、継続費については何％といふことは私はなかなか／＼言ひ得ないのではないかと思ひます。今御審議願つておるのはダム建設と関門トンネルぐらいであります。これは御承知の通り殆んど問題にならん程度であります。私はこれは五％がいいとか、一〇％がいいとか、或いは一％以内にとどめなければならぬといふことではないのであります。やはりできるだけ少く、特に必要止むを得ないものを例外的に認めて行くのが本當であると思ひます。これが憲法八十六條の原則でございませうからそうありたいと考えております。

○菊川孝夫君 そうしますと、やはり又今の大蔵大臣の話でも成るべく少い

ほうがいい、これが八十六條の原則に合致するものである。私もこれは成るべく少くして、仮に設けるとしても、必要止むを得ない極く小範圍にとめておくほうがいいと考えるのでありますが、併し従来の例はこれを一旦設けてしましますと、各省がこぞつて継続費の設定を競争してやつておつた。これはもう否めないだろうと思ひますが、特に今後警察予備隊とか、安全保障の費用、自衛力の強化というもんでどん／＼これが昔の八・八艦隊式に出て来るというふうなことも考えられるのでありますが、そうするとそれが強くなつて来るに従つて、それに圧迫を受けて来ると思ひますので、この際に一応例外的なものを設けて、まだ憲法上にも疑義があるとするならば、財政法の中にはつきりと何％以内というくらいに、私は一応二十七年度の予算でお出しになつた程度、このくらいなところがまずいいんじゃないかというところで、或る程度の制限を設けておいたほうが私はいいと思うのでありますが、それはまああの財政規模その他から考えてもつと拡大すべきだというときには、新たに一つ審議をするということにして、この際に全然制限を設けずに、これは今のこの法案から行きますと五〇％でもいい、極端な例を申しますとそういうことになるわけでありますが、これは常識論だとおつしやられるだろうと思ひますが、そこで結論として私は十四條の三項を設けて或る程度の制限を設ける必要がある、とこういうふう考えるのですが、政府はこれに對して御異議がないか、この点お伺ひいたします。

ということをきめることがもうむずかしいと同時に、きめてもこれは余り意味のないものであらうかと思ひます。抜き差ししないようになつても困ります。そこで何%が適当なりやという事は、国会で御審議願ひたい。これが先ほど修正減額ができるということは……。うつかりするとどん／＼継続費ができて、次年度三年度そのままであつて、次年度に又継続費が出て来る、こうなつて来ますから、そこでこれは国会の修正権もあつたほうがいいんだ、こういう全体として、予算審議全体から御審議願う。従つて継続費が何%ということをしめるということとは、私は極端な、言葉は悪いかも知れませんが、ナンセンスではないか。それよりもこれが継続費として必要であるかどうかということからきめて行くべきものじゃないか。それが私が言う継続費である、例外的なものである。こういう強い意味じゃないかと思ひます。継続費を抑えるのは……。

○菊川孝夫君　その点については先ほど審議権について大分我々事務当局から説明を聞いたよりもちよつと變つた大蔵大臣から説明がありましたので、この点については余り深く私も論議しないことにして、次にそれではこの継続費の年限について一つお伺ひしたいと思うのでありますが、明治の末期から大正の初めにかけての継続費は十数年くらいの継続費というようなのがあつたわけであります。例としてこれは十年或いは十五年というのがあつたということを聞いておりますが、従ひまして今大体各国とも通例として経済五力年計画だとか、すべて五力年を單

位に計画を進めておるようでありま

す。従ひましてこの継続費も形式的に少しずつ出してその地方の要望を入れておく、そうして繚花式の継続費の設定というようなことになつたんでは、却つて継続費設定の意味がなくなるののじやないか。そういうことから考えまして五カ年くらいを限度として、今お出しになつておる二十七年度の予算を見ましても大体五カ年以内になつておるわけでありますが、この年限も或る程度これは制限しておく必要が私はあると思うのでありますが、従来例からこれが繚花式で成るべくたくさんのほうへ、義理を立てて、そうして年度を延ばしてやつて行こう、こういうような傾向があつたわけでありますが、そういう点に鑑みまして年限を五カ年くらいにする、五カ年以内というふうにするのが適當ではないかとかよふに考えるのですが、この年限について一つ大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) これは實質的にはパーセンテージの問題と同じような問題でございまして、私は年限を切るよりも、その事業自体について御検討願うのがいいのではないかと思ひます。三年にする場合もありまして、し、或いは六年くらいにしたほうが實際便利がいい場合もありましたよう。datumを造りますにつきましても、トンネルをやりますにつきましても、何年まではいいいけれども、何年越えてはいいかか、んというような形式的なのもよりも、予算全体として御考慮願へば、おのずから限度があるのじやないかと考えます。これは飽くまで経済効果を狙つておるのでございます。

○木村禮八郎君 ちよつとその点につ

いて……。大蔵大臣の御答弁一応御すもですが、一番今我々問題にしておるのは、軍事的なものですね。軍事的なものについて今後継続費的なもののが多く出て来るのではないかと、いう心配があります。例えばアメリカのように軍事予算については、継続費的なものを最長二年の期間を制限しておる。その他のものについては多年度予算とか、或いは無期限予算とかありますが、軍事費については、わざ／＼継続費的なものについて最長二年の期間を制限しております。で繰越費を仮に認めても四カ年、従つてこういうものについてにはやはり今後濫用される弊害があるようなものについては、やはり事前にそういう機械的ではなく、制限を設けるのがいいのではないかと考へておる。その点は大蔵大臣どうお考へになつておりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 継続費の期間の問題で、まあ昔は軍艦を造る場合が一番多かつたと思つております。併し我々は今軍艦を造らうなんていう氣持は全然持つておりません。

○木村義八郎君 現在はそうです。

○國務大臣(池田勇人君) そこでこれも又予算の審議のところで、そういう形式的に何年とかいう問題よりも、これは継続費として適当なりや否や。又その科目についての継続費が何年でいいかというようなことは、あなたがたが万能でございますから、その都度お考へ頂いたほうがいいのではないかと考へいます。今軍艦のお話が出ましたので、軍艦陸奥、長門を造らうと思へば、五百億円ぐらい一艘で要るのです。が、とても継続費にしましてもたきませんなことだと思ふのです。而して私は

継続費の今後設けようとする趣旨を考へ下されば……、而も年次制にあつたがたの御審議を願う……、法規的にこうだああたというようなことは、私は実論論といたしまして必要じやない。年次を御審議願うのだから特に形式的な制限は如何なものかと思ひます。

○木村龍八郎君　その点大蔵大臣は国会が最高の機関で、これを修正したり何かできるのだから、国会の自由になるのだからそう窮屈な制限を設けなくてもいいのじやないかというお話ですが、けれども、そこが問題でありまして、成るほど実際がそういうふうになれば、窮屈な規定を設ける必要もありませんし、我々も又この継続費をこんな風にやかましく言う必要はないと思ふのであります。問題は現在のいろ／＼な客観的な條件が猶ほに規定をしておかないと、濫用される公算が大きい方向に向つておるといふところにあるわけなんで、従つてこれは成るべく消極的に、成るべく制限的に規定して、これは濫用されないようにするのが我々が何義務だと思ふのであります。国会が何でもできるというのならばいいのであります。それがそれならば今の国会はどうですか。衆議院はどうですか。この継続費の法案は簡単に絶対多数で通して、或いは満場一致であるかも知れません。(笑声) 通しちやつて持つて来ると、或いは又予算の委員会等で野党が退場しちやつて與野だけで予算を成成立させる、こういうような独裁的な政治形態になつておる。そういう状態の下で、これを非常に制限を窮屈にしないで認めたら、濫用される公算が大だと思ふのであります。又長期財政計画

というのはいちばんと立って、その一部で来年度にこういうものをはやり、再来年度にこういうものをはやり、全体の財政計画がちゃんと立って、その上での継続費ならばまだ納得も行くのであります。ところがそういふものがないから行き当りばつたりで、大蔵大臣は軍艦は作らんとはいますけれども、再軍備、漸増計画といふますから、だん／＼に殖えて行けば、大砲から軍艦に行かないとも限りませんし、そういうことは今問題ではないと思ひますけれども、我々としては事前にそういう情勢を見通してこれを判断しなければならぬと思ひます。そういうような条件があるわけですから、客観的には再軍備の方向に向いておるといふこの情勢です。又臨時的に予算がある危険があるのです。現に……その際、このように継続費が出て来るから心配するのである。従つて大蔵大臣は国会が何でもできるのだと考えるのは、非常に消極的に、例外的に解釈するのが当然だと思ふのであります。その点は大蔵大臣なんか馬鹿に簡単に考えておるようですけれども、濫用される危険を一番我々が心配するのであります。又濫用の問題について大蔵大臣はどう考へるか。

○國務大臣(池田勇人君) 大蔵大臣といひましては、先ほど来申し上げましたように、これは例外的のものでございまして、濫用は慎しまなければならぬと思ひます。これはむしろよくちやにやうだつたら、それこそあなたたの心配になりますよ。八十六條なんかで十分濫用の起らないように予算は編成して行かなければならぬ。従つて實質的には国会で御審議に

なるのでありますからして、何年であるとはいひません。この規定するのはどうかと思ひます。この事態を御議論願ひたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつとお願いいたしますが、衆議院の予算委員会が午後一時から再開されますので、大臣があつちへ行かれる御都合もありますので、御質問はそれを心に入れて頂いてお願いいたします。

○小林政夫君 大臣が向うへ行くのでしたら止むを得ないので、一応この財政法の審議は今日は打切つてもらつて、先ほどの増額修正の問題についてはつきり政府としての御答弁を願ひたいと思ひます。次回大臣の出席可能の日に再開して質問を続行するといふことに御取計らい願ひたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつとお諮りしますが、閉鎖機関のほうを一時質疑を中止してあります。いろいろの書類が揃つておりませんが、度……。書類が整つたところでもう一度……。

○大野幸一君 閉鎖機関の委員長に……。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは……。

○大野幸一君 ちよつと閉鎖機関の委員長が御出席です。御質問いたしたいと思ひます。今度閉鎖機関の整理に伴つて、職員との関係を開きたいと思ひます。職員に対する関係で今千人未満の職員があるようであり、これが閉鎖機関が廃止になるようなことになる。この職員たちの問題が起る。そこで聞くところによると、これ

をブロックに分けて分ける。例えは在外資産とか、特殊法人、一般法人といふように今そういうふうになつておる。そのうち、ちよつと考へました一つの構想は、こういうふうな三つのブロックに分けて、而も大分優秀な職員の人が多いだろと思ひます。こゝろ分けたブロックを又新しい何かの法人組織に再出発する。構想を以て、こういう人たちの将来の生活安全に期せられないかと考へるんだが、こういう点についてどういふ構想がありますか、そういう構想は無理ですか、どうですか。

○説明員(佐藤一郎君) お答えいたします。今の職員の問題であります。今度新しく考へておられますのは、委員会が解散したあと、さつき申しましたようにブロック別に同一種類のものを合せまして清算人を任命しまして、その下に職員を置いて差当り従来通り閉鎖機関の仕事をするといふふうな考へております。そこには採用される職員につきましては、その人数はまだ確定していませんが、相当程度必要になりますので、そちらのほうへ移行することになつております。

それから最終的に職員の雇傭の問題はどうなるかという点につきましては、今就職斡旋室といふものを設けて、相当専門的にいふ／＼労働省あたりと連絡をとりまして専門的に就職の斡旋をしております。一方将来閉鎖機関の中で資産がありまして、且つ利害関係者の希望のあるものにつきましては、適当と認められるものは、新しい会社設立等を許可しまして、その面に相当程度の職員を吸収するこ

とも可能じゃないかというふうな考へております。

○大野幸一君 年限が少いために一般公務員に準せられるような職員になつておる。そのうち、退職手当等については甚だ不利益な立場にあるので、総体から言つても千人未満であるから、而もこれは優秀な人ばかりで、一旦失職その他になると、こういう時局柄非常に悪影響がある。どういふ時局柄、いふ／＼な方法において全員まあ犠牲のないようにできる可能性があるかどうか、そういう努力をせられておるかどうかという点でございますが、全員といふところには私は疑義があると思ひます。僅かな人数であるから、そういう点については十分考慮されておるかどう

○説明員(堀口定義君) お答えいたします。全員といふ意味であります。さつきお答えいたしましたように、一方従来会社なり政府機関なりその他従来存続する一つの会社等に対して就職斡旋する方法は、さつき申しましたように、就職斡旋室を置きまして、極力やつておるわけでありまして、それから将来例へば金融機関であるとか、或いは電源開発その他に關しまして、そういう一つの企業体がござるような場合には、なるべくそちらのほうに吸収するよう努力したい、そうしてなお残つた職員につきましては、さつきに申しましたやうな、当分の間閉鎖機関の整理の仕事がまだ残つております。それをやりまして、その最終的な段階に來ました場合には、更に一般的な会社に対する斡旋なり、第二会社等の構想によつて、なるべく全部が就職できるやうにということを考えているわけ

であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 閉鎖機関のかたにちよつとお願いいたしますが、先ほどお願いした書類を至急願ひいたします。そしてそういう機会にもう一度……。

○菊川孝夫君 今の点についても大事な点だと思ひますので、資料を出すときにもう一遍よく委員長から伺ひたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) ではこれを以て散会いたします。

午後一時十五分散会

一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

(閉鎖機関令の一部改正)

第一條 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のやうに改正する。

第一條第一項中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。

第二條を削り、第一條の二を第二條とする。

第五條第六項を削る。

第十八條の二を削る。

第十九條第一項中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。

第十九條の八から第十九條の二

十四までを創る。

第二十條第三項を創る。

第二十四條を削り、第二十三條の二を第二十四條とする。

第二十九條の二中「左の各号の一に該当する者」を「第一條の規定による指定があつたことを知りながら、第七條第一項の規定に違反して報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は特殊清算人の要求に係る財産を引き渡さなかつた者」に改め、同條各号を創る。

第三十條中「左の各号の一に該当する者」を「第五條第五項の規定に違反した者」に改め、同條各号を創る。

第三十一條の二を創る。

第三十二條中「第二十九條の二

第二号又は第三十條第一号」を「第二十九條の二又は第三十條」に改める。

(閉鎖機關整理委員会令の一部改正)

第二條 閉鎖機關整理委員会令(昭和二十二年勅令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「昭和二十一年勅令

第五百六十七号(会社の証券保有制限等に関する勅令)第十一條及び」を創る。

第十六條第二項を創る。

第二十條を次のように改める。

第二十條 整理委員会は、大蔵大臣の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、整理委員会の解散に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十二條を削り、第二十三條を第二十二條とし、第二十四

條を第二十三條とする。

(閉鎖機關に關する債權の時効等の特例に關する政令の一部改正)

第三條 閉鎖機關に關する債權の時効等の特例に關する政令(昭和二十三年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三條を創る。

(旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令の一部改正)

第四條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項第一号

中「連合國最高司令官の要求に基づき、」を創る。

第二十五條第四項及び第五項を

削り、同條第六項を同條第四項とする。

第三十四條の三第四項中「法律」を「別に法律」に改める。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令の一部改正)

第五條 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令(昭和二十五年政令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国外居住外国人に対する債務(の下に)旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)

第二條第一項第一号に規定する在外会社の債務以外の債務で日本国

との平和條約の最初の効力発生の日以後生じたもの並びに」を加える。

第七條中「別に」を創る。

第九條を次のように改める。

第九條 創除

第十條第一項中「前條第四項の

規定によりする場合を除く外、」

を削り、「承諾書」を「還付を承諾する旨の承諾書(以下「承諾書」という。)」に改め、同條第二項中「前條第四項又は」を創る。

第十二條中「附則第四項」を「附則第三項」に改める。

第十三條中「(昭和二十四年政令第二百九十一号)」を創る。

第十四條を創る。

附則第二項から附則第五項までを次のように改める。

2 この政令施行前国外居住外国人に対する債務の弁済のため供託した供託者は、その供託した供託物が金銭である場合において当該債務が国外居住外国人に対する債務であることの主務大臣の認定を受けたときは、法務府令、大蔵省令で定めるところにより、その供託金を保管する供託所に対しこれを東京法務局に保管することを請求することができ、

3 前項の規定による主務大臣の認定があつたときは、第三條第一項の認定があつたものとみなす。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令の一部改正に伴う経過規定)

第六條 改正前の国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令(以下本條において「旧令」という。)

第九條及び第十四條の規定は、この法律施行前旧令第九條第二項の規定によりされた使館の請求、当該請求に基づく主務大臣の措置及び当該措置としての命令を受けた供託者については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

2 旧令附則第三項から附則第五項までの規定は、この法律施行前旧令附則第二項の規定によりされた主務大臣の命令、当該命令に係る措置及び当該措置を命ぜられた供託者については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

3 旧令第十二條の規定は、前項の規定によりなおその効力を有する旧令附則第四項の規定により旧令第三條第一項の認定があつたものとみなされた債務の弁済のためにする供託及び当該供託に係る供託物の還付については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

(日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に關する件の一部改正)

第七條 日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に關する件(昭和二十二年大蔵省令、司法省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「閉鎖機關整理委員会」を「大蔵大臣の選任する清算人(以下清算人という。)」に改める。

第二條中「閉鎖機關整理委員会」を「清算人」に改める。

第三條第二項中「大蔵大臣及び司法大臣」を「法務総裁及び大蔵大臣」に改める。

(将来存続すべき命令)

第八條 第一條から第五條まで及び前條に規定する命令並びに左に掲げる命令及び命令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

一 明治三十九年法律第二十四号官國幣社經費に關する法律廢止等の件(昭和二十一年勅令第七十一号)附則第六項

二 軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第二百八十三号)附則第二項及び第三項

三 橫浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に關する政令(昭和二十四年政令第二百八十八号)

四 外國為替資産の分離保管に關する勅令を廢止する政令(昭和二十五年政令第三十五号)附則第二項

五 日本銀行に対する外國通貨等の引渡に關する勅令を廢止する政令(昭和二十五年政令第二百二十四号)附則第二項から附則第四項まで

六 閉鎖機關の所有する在外記名証券等の處理に關する政令(昭和二十五年政令第三百五十六号)

七 特定在外活動閉鎖機關等の引当財産の管理に關する政令(昭和二十五年政令第三百六十九

号)

八 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五十五号)

九 会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令(昭和二十六年政令第二百四十七号) 附則第八項

十 持株会社整理委員会令の廃止に関する政令(昭和二十六年政令第二百六十一号)

十一 学校及び保育所の給食用ミルクの譲渡並びにこれに伴う財政措置に関する政令(昭和二十六年政令第三百七号)

十二 外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等中改正の件(昭和二十年大蔵省令第百一号) 附則第二項及び第四項

十三 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く中国銀行(中華民国法人)大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令(昭和二十四年大蔵省令第十号) 附則第三項及び第四項

(命令の廃止)
第九條 左に掲げる命令は、廃止する。
一 戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞與金の国庫返還に関する件(昭和二十一年勅令第百五十五号)
二 臨時軍事費特別会計の終結に関する件(昭和二十一年勅令第百十号)

三 軍人及び軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とすることに關する件(昭和二十一年勅令第百二十二号)

四 会社の証券保有制限等に関する勅令(昭和二十一年勅令第五百六十七号)

五 ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第四十六号)

六 金、外国通貨及び外貨表示証券の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)

七 日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に對する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第三百七十四号)

八 三井物産株式会社が三井物産株式会社の旧役員職員の就職制限等に関する政令(昭和二十五年政令第三百四十号)

九 指定外国証券の報告に関する政令(昭和二十六年政令第二百五十九号)

十 日本カタン系株式会社の再設立に関する政令(昭和二十六年政令第三百二十九号)

十一 通貨等製造工場管理規則(昭和二十一年大蔵省令第二十八号)

十二 軍人軍属に支給したる帰郷旅費等の国庫返還に関する件(昭和二十一年大蔵省令第七十三号)

十三 連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件(昭和二十一年大蔵省令第七十七号)
十四 外国人出資の報告に関する件(昭和二十一年大蔵省令第百二十号)
十五 外国に本店を有する会社の

本邦内にある支店、出張所等の報告に関する件(昭和二十二年大蔵省令第九号)

十六 皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する件(昭和二十二年大蔵省令、内務省令第一号)

十七 イースト・エイジャ・ミツシヨンの財産に関する件(昭和二十二年大蔵省令、司法省令第四号)

十八 在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令(昭和二十三年大蔵省令第六十五号)

十九 ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令(昭和二十三年大蔵省令、法務省令第二号)

二十 株式会社イリス商會の財産に関する命令(昭和二十三年大蔵省令、法務省令第三号)

二十一 ドイツ国有有限会社ハインリッヒ・コッペルスの不動産移転に関する命令(昭和二十四年大蔵省令、法務省令第一号)

二十二 スタンダード・ブランズ・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びドッド・ウエル・エンド・コムパニー・リミテッドに関する登記の抹消に関する命令(昭和二十四年法務省令、大蔵省令第二号)

(廃止した命令に関する経過規定)
第十條 旧臨時軍事費特別会計所屬の歳入金又は歳出金であつて、昭和二十五年年度以降において收納又は支出若しくは支払の判明した金額については、当分の間、これを

旧臨時軍事費特別会計分として別途に整理し、据え置くものとす。

2 前項の場合において、内閣は、旧臨時軍事費特別会計の歳入歳出の決算額と前項の規定による毎会計年度の整理金額(旧臨時軍事費特別会計の終結に関する件第三條第二項の規定による整理金額を含む。)との合計額の計算書を調製し、これを当該年度の一般会計の歳入歳出決算に添附して国会に提出しなければならない。

第十一條 旧会社の証券保有制限等に関する勅令第十七條の二第一項(同令第十七條の四第二項において準用する場合を含む。)において準用する同令第二條第一項第一号ロ又はハの規定により株式の取得を認められた会社がこの法律施行の際当該株式を所有する場合における当該株式の取得及び所有並びに当該株式についての議決権の行使については、同令第十七條の二第一項(同令第十七條の四第二項において準用する場合を含む。)において準用する同令第二條第二項から第四項までの規定(これに係る罰則の規定を含む。)は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第十二條 帝國製糸株式会社が旧ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(以下本條において「旧令」という。)第四條の規定により富士紡績株式会社に無償で財産の譲渡を受けたことに因り生じた益金に対する法人税法(昭和二十

二年法律第二十八号)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)上の取扱については、なお従前の例による。
2 富士紡績株式会社が旧令第四條の規定により無償で帝國製糸株式会社に譲渡したことに因り生じた損金に対する法人税法又は地方税法上の取扱については、なお従前の例による。
第十三條 第六條に規定する場合を除く外、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第十四條 第六條及び前四條に定めるものを除く外、この法律の施行に伴う必要な経過的措置は、政令で定める。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第九條第二号及び第十條の規定は、公布の日から施行し、第十條の規定は、昭和二十五年年度以降の旧臨時軍事費特別会計所屬の歳入金又は歳出金の整理について適用する。
2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第四條第五十号を削り、同條第五十一号を同條第五十号とする。
第五十條中「第五十号」を「第四十九号」に改める。
第五十三條第三号を削り、同條第四号を同條第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

一月二十六日本委員会に左の事件を付

託された。

一、揮発油税軽減に関する請願（第一八二号）

一、満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願（第一八二号）（第一九八号）

一、被接収船舶に対する補償等の請願（第二〇〇号）

一、石油関係の輸入税免除に関する請願（第二四〇号）

一、旧軍用地および建造物の無償払下げに関する請願（第二五六号）

一、呉市に国民金融公庫支所設置の陳情（第八六号）

一、日本輸出銀行法改正に関する陳情（第一〇五号）

第一八一号 昭和二十六年十二月十七日受理

揮発油税軽減に関する請願

請願者 福岡県田川市伊田三、一七〇筑豊運輸株式会社

杜社長 上田富蔵

紹介議員 小松正雄君

産業、文化の動脈であるトラック、バスおよび乗用車等は、輸送を通じて、電気、ガスと同様に国民経済生活上必要不可欠の動力源である。しかして輸送上必需資材である揮発油の消費税率が、いし品である貴金屬、毛皮製品等の最高物品税率に相当することは税の均衡上ははたしく不合理であるから、すみやかにこれが軽減の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八二号 昭和二十六年十二月十七日受理

満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

請願者 埼玉県大宮市土手町四ノ一、三九九 山上喜久治外六名

紹介議員 片岡文重君

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の制定により、旧陸軍共済組合の甲組合員として加入したもののでも終戦当時満四十五歳以上の者は受給資格を有し、組合加入年数の多少にかかわらず当時満四十五歳に満たない者は受給資格がないということとは不合理であるから、加入後満二十年以上を経過した旧陸軍共済組合の甲組合員に対しても受給資格を附與せられたいとの請願。

第二〇〇号 昭和二十六年十二月十七日受理

被接収船舶に対する補償等の請願

請願者 東京都中央区日本橋兜町二ノ一六被接収船対策協議会内 戸張正胤外三十五名

紹介議員 加藤武徳君 森八三一君 岡崎眞一君 山縣勝見君 新谷寅三郎君 木内四郎君 駒井藤平君 小野哲君 菊川孝夫君 松浦清一君

終戦後外地において連合国に接收された本邦民有船舶三四隻計十九万二千二十五トン六二総トンの返還については、今回調印された講和條約によると殆ど絶望と見る外なく、その損害は実にじんだで、至急国内補償による救済を受けたいと、再起の途もないから、（一）船舶自体の喪失に対し時価による金額補償、（二）接收以来今日までの使用料喪失に対し金額補償等の救済策を講ぜられたいとの請願。

第二四〇号 昭和二十七年一月十一日受理

石油関係の輸入税免除に関する請願

請願者 愛知県刈谷市大字刈谷字八丁南三三三大興運輸株式会社取締役社長 藤井清七

紹介議員 竹中七郎君

生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受けて原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

第二五六号 昭和二十七年一月十七日受理

旧軍用地および建造物の無償払下げに関する請願

請願者 兵庫県姫路市長 石見元秀

紹介議員 藤森眞治君

旧軍用地および建造物は、戦災都市に無償で払い下げられたいとの請願。

第八六号 昭和二十六年十二月十四日受理

呉市に国民金融公庫支所設置の陳情

陳情者 広島県呉市呉商工会議所会頭 下原次郎

呉市は、旧軍需工しよう地帯に相次いで進出する大工場を基幹としてぼつ興する中小工業に併行する商店街の目覚ましい復興整備と相まって逐次近代的産業港都市としての軌道に乗りつつあり、また、これに伴う資金の需要も激増の一途をたどっており、現在の広島支所のわくのの一部をもつては到底所要量をまかない切れないから、本市に国民金融公庫支所を設置せられたいとの陳情。

第二〇五号 昭和二十七年一月七日受理

日本輸出銀行法改正に関する陳情

陳情者 東京都中央区日本橋富沢町五日本紡織機協会の内 石田退三外二十名

昭和二十五年法律第二百六十八号をもつて日本輸出銀行法の成立を見たことは、プラント輸出工業界の一翼として

の紡織機械業界ばかりでなく、各界挙げて喜びにたえないところであるが、昨今の金融引締めは輸出業者にとり種々の支障を生じ、今後の輸出に多大の不安を感ずるから、利率の引下げ、金額の増額その他について同法の改正措置を採られたいとの陳情。

昭和二十七年二月七日印刷

昭和二十七年二月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁